

福原学園施設使用規程

平成13年学園規程第27号

施行：平成13年10月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福原学園(以下「学園」という。)が所管する大学、高等学校の校舎、幼稚園の園舎及び体育施設のうち、他の規程で使用料金等の定めがないものについて学外者に臨時使用させる場合の必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の許可)

第2条 所属長は、次の各号に該当する場合を除き、学外者に施設使用を許可することができる。

- (1) 正課授業及び学校行事等学園の都合により、支障があると認められる場合
- (2) 施設及び付属設備を破損するおそれがあると認められる場合
- (3) 施設の使用目的が不相当と認められる場合
- (4) 学内の取締り及び保安上不相当と認められる場合
- (5) その他不相当と認められる場合

(使用願の申請)

第3条 施設使用申請者(以下「使用者」という。)は、別表第1の「施設使用申請書」により、原則として使用日の7日前までに施設の属する所属長に申請しなければならない。

(使用許可手続)

第4条 当該施設の所属長は、「施設使用申請書」の記載内容を調査し、支障がないと認めるときは、別表第1の「施設使用許可書」を使用者に交付することができる。

2 「施設使用許可書」は、これを他に転貸してはならない。

(損害の弁償)

第5条 使用者は、使用施設及び用具類を破損又は紛失した場合は、使用者においてその損害を弁償しなければならない。

(施設使用時の管理)

第6条 施設の使用については、すべて当該所属の係員の指示によること。また、火災、盗難の予防その他施設の管理上必要がある場合、当該所属の係員は随時使用中の施設に立ち入ることができるものとする。

(使用時間)

第7条 施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 建物使用の場合は、8：30～18：30までとする。
- (2) 運動場使用の場合は、8：30～17：30までとする。ただし、事情により使用時間を日没時以内において延長することができる。

(使用料の徴収)

第8条 施設使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、所属長が特別の事情があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

- 2 光熱及び備品等を使用するときは、これに要する費用として別表第2の基準に基づき徴収する。
- 3 水道料については、実費相当額を徴収する。
- 4 使用後の後始末に経費を必要とするときは、別に実費を徴収する。

(使用料の前納)

第9条 前条に定める使用料は、使用許可の際に納めるものとする。ただし、前条第3項及び第4項については、後納することができる。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、次の各号の場合に限り返還する。

- (1) 不可抗力により使用することができなかったことを認めたとき。
- (2) 使用日の前日までに使用の取消しを申し出たとき。

(雑則)

第11条 施設の利用者は、この規定に定めるもののほか、施設の属する学校の諸規程及び指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年10月11日から施行する。
- (旧規程の廃止)
- 2 福原学園施設使用規程(昭和53年学園規程第1号)は、廃止する。

表第1 (第3条・第4条関係)

(連番)

施設使用申請書

学校法人 福原学園
様

使用目的	
使用場所	
使用期間	年月日()曜時分～年月日()曜時分
使用団体(者)名	
使用予定人員	男子 名 ・ 女子 名 合計 名
使用時の責任者	(1) 住所：
連絡先	(2) 氏名：
住所・氏名等	(3) : () ~ () ~ ()
冷・暖房	冷房 ・ 暖房 使用する ・ 使用しない
備考	

- 1 施設使用時における事故については、学園への責任は一切問いません。よって、使用責任者において、事故防止に万全を講じます。
- 2 使用に際して、使用用具の破損又は紛失があった場合は、責任を持って賠償します。
- 3 使用後の整理整頓及び清掃は、遺憾のないようにします。
- 4 学校所定の使用料を支払います。

上記事項を熟知し、使用許可をお願いします。
平成 年 月 日

申請者

住所：
氏名：

(連番)

施設使用許可書

使用申請者
様

使用目的	
使用場所	
使用期間	年月日()曜時分～年月日()曜時分
使用団体(者)名	
使用予定人員	男子 名 ・ 女子 名 合計 名
冷・暖房	冷房 ・ 暖房 使用する ・ 使用しない
備考	
使用料徴収金額	¥ _____ 領収印 _____

上記のとおり、使用を許可します。

平成 年 月 日

学校法人 福原学園

所属：

所属長名印：

別表第2（第8条関係）

福原学園施設使用料

（単位円）

施設名	収容人員	施設使用料		冷・暖房	電気	特殊装置
		全日使用	2時間当	1時間当	1時間当	映像装置等
教室	400人以上	15,000	3,800	2,500	500	5,000
同	300人以上	12,000	3,000	2,000	450	5,000
同	200人以上	9,000	2,300	1,500	400	5,000
同	100人以上	6,000	1,500	1,000	350	5,000
同	50人以上	3,000	800	500	300	5,000
同	50人未満	1,500	380	500	300	5,000
ラウンジ			6,000	2,500	500	5,000
体育館		20,000	5,000		500	5,000
運動場		20,000	5,000			

備考（1）会議室等特別な部屋は、50円×収容定数×時間数とし、電気料等は上表料金を適用する。

（2）水道料は、実費相当額を徴収する。

（3）特殊装置の使用料は、1回の使用料とする。